

第93回がん対策推進協議会

令和8年3月9日

資料1-2

アピアランスケアに関する現状及び今後の方針（報告）

厚生労働省

健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

1. がん予防

- (1) がんの1次予防
 - ①生活習慣について
 - ②感染症対策について
- (2) がんの2次予防（がん検診）
 - ①受診率向上対策について
 - ②がん検診の精度管理等について
 - ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

2. がん医療

- (1) がん医療提供体制等
 - ①医療提供体制の均てん化・集約化について
 - ②がんゲノム医療について
 - ③手術療法・放射線療法・薬物療法について
 - ④チーム医療の推進について
 - ⑤がんのリハビリテーションについて
 - ⑥支持療法の推進について
 - ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
 - ⑧妊孕性温存療法について
- (2) 希少がん及び難治性がん対策
- (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策
- (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3. がんとの共生

- (1) 相談支援及び情報提供
 - ①相談支援について
 - ②情報提供について
- (2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- (3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - ①就労支援について
 - ②アピアランスケアについて
 - ③がん診断後の自殺対策について
 - ④その他の社会的な問題について
- (4) ライフステージに応じた療養環境への支援
 - ①小児・AYA世代について
 - ②高齢者について

4. これらを支える基盤

- (1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- (2) 人材育成の強化
- (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- (4) がん登録の利活用の推進
- (5) 患者・市民参画の推進
- (6) デジタル化の推進

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
3. 都道府県による計画の策定
4. 国民の努力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し

アピアランスケアについて

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）一部抜粋

第2 分野別施策と個別目標

3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）

②アピアランスケアについて

（現状・課題）

広義では「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」のことをいう。」

（取り組むべき施策）

国は、アピアランスケアについて、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者を対象とした研修等を引き続き開催するとともに、相談支援及び情報提供の在り方について検討する。

国は、アピアランスケアの充実に向けて、**拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築**について検討する。

広義のアピアランスケア

がん診療連携拠点病院等を中心としたアピアランスケア

アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制（国において体制整備）

医療従事者による評価

患者の心理状態等

- ・ 外見変化に対する認識、感情
- ・ 自尊感情、自己イメージ
- ・ 対人関係や社会生活への影響に対する感情
- ・ 支援のニーズや希望

治療内容・医学的状态等

- ・ 外見変化の種類、程度
- ・ 日常行動の変化
- ・ 精神状態
- ・ 環境や社会的背景

情報提供・指導

- ・ 治療や見通し等に関する情報提供
- ・ 専門的な治療の紹介
- ・ 社会資源に関する情報提供
- ・ 対応方法に関する情報提供、ケア方法の指導

専門的な治療

- ・ 皮膚、爪障害の薬物治療
- ・ 浮腫の薬物治療
- ・ 乳房再建術
- ・ 抑うつへの医学的治療
- 等

医療以外の民間サービス

- ・ ウィッグ等の販売、胸部補整具の販売 等

令和5～7年度アピアランス支援モデル事業

1 事業の目的

- 治療に伴う外見の変化は、社会生活に大きく影響することから、医療現場における適切なアピアランスケア体制の構築が必要である。
- がん治療に伴う外見の変化を克服し、がん患者が社会生活を送りやすくするため、医療現場における適切なアピアランスケア体制を構築し、効果的な支援体制について検証することを目的とする。

2 事業の内容

- ① 院内外のがん患者やがん治療経験者、家族等からの、がん治療に伴う外見の変化に関する不安や疑問に適切に対応するため、多職種が連携してアピアランスケアに関する相談支援及び情報提供を実施する体制を構築した上で、アピアランスケア（相談支援・情報提供を含む）を行った経験のある医療従事者（以下、アピアランスケア担当者）を配置し、面談や電話等による相談支援や情報提供を行うこと。
- ② アピアランスケア担当者とアピアランスケアを推進する管理的立場の者がアピアランスケアに関する研修を受講し、アピアランスケア担当者が中心となり、院内の医療従事者に対する教育を実施すること。
- ③ 都道府県や自施設と連携している地域の医療機関とともに、都道府県内におけるアピアランスケアに関する課題を抽出し、課題への対応を検討する場を設けること。課題への対応については、これらの者と協力して計画的に取り組むこと。
- ④ 都道府県と協力し、地域の理美容関連サービス等の社会資源について、リスト化する等して整理し、必要に応じて、相談支援や情報提供等に活用すること。
- ⑤ 都道府県と協力し、都道府県内におけるアピアランスケアに関する相談支援及び情報提供の体制を構築し、その周知を行う等により、他の医療機関で治療を受けているがん患者等からの相談にも対応できる体制を整備すること。

3 事業のスキーム

アピアランスケアを求めるがん患者

受診 ↓ ↑ アピアランスケアに係る情報提供、相談支援
(必要に応じて他の医療機関等と連携)

都道府県が推薦する
がん診療連携拠点病院



報告 ↓ ↑ 協力 報告 ↓ ↑ 補助



都道府県



厚生労働省

アピアランス支援モデル事業の結果（令和5～7年度）

モデル事業の結果

- 28都道府県30施設でモデル事業を実施した。
- モデル事業において、研修を受講した医療従事者が、以下の取り組みを通じて、実際にアピアランスケアに係る相談支援・情報提供を実施していることが確認された。
 - ✓ アピアランスケア担当者の配置
 - ✓ 医療従事者による評価
 - ✓ 多職種による情報提供・指導の実施
 - ✓ 委員会の開催
 - ✓ 院内の医療従事者向け教育の実施

令和6年度

都道府県	施設名
北海道	北見赤十字病院
岩手県	学校法人岩手医科大学付属病院
宮城県	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター
富山県	国立大学法人富山大学附属病院
福井県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福井県済生会病院
京都府	京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院
兵庫県	学校法人兵庫医科大学病院
奈良県	地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター
島根県	島根県立中央病院
熊本県	国立大学法人熊本大学病院

【実施医療機関】

令和5年度

都道府県	施設名
埼玉県	埼玉医科大学国際医療センター
東京都	がん研究会 有明病院
神奈川県	神奈川県立がんセンター
静岡県	静岡県立静岡がんセンター
愛知県	愛知県がんセンター
三重県	三重大学医学部附属病院
愛媛県	独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター
福岡県	独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター
鹿児島県	社会医療法人博愛会 相良病院
沖縄県	琉球大学病院

令和7年度

都道府県	施設名
青森県	青森県立中央病院
福島県	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
茨城県	公益財団法人筑波メディカルセンター
群馬県	国立大学法人群馬大学医学部附属病院
東京都	国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター
石川県	国立大学法人金沢大学附属病院
京都府	地方独立行政法人京都市立病院
和歌山県	公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院
山口県	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院
高知県	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター

モデル事業を踏まえたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制

- モデル事業の検証結果を踏まえ、今後、各都道府県がん診療連携拠点病院に対して、以下のとおりアピアランスケアについて整備すべき体制を通知において示す予定。

アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制

患者対応の流れ

がん治療により外見変化のある患者
(外見変化の可能性のある患者も含む)



① 医療従事者による評価

【主体】

- がん患者と接するすべての医療従事者
- アピアランスケア担当者（医師・看護師・ソーシャルワーカー等）

② 多職種による情報提供・指導の実施

【主体】
アピアランスケア担当者

②以外の一般的な情報提供・相談支援

【主体】
がん患者と接するすべての医療従事者

専門的治療を要する場合

情報提供を要する場合

専門的な治療

各専門職が協働して対応
※部門、医療チームなど形式は問わない
皮膚・爪障害の治療、浮腫の治療、乳房再建術、抑うつへの医学的治療 等

情報提供

医療以外の民間サービス

ウィッグ等の販売
胸部補整具の販売 等

体制の構築・維持に必要な事項

- ③ アピアランスケア担当者の配置
- ④ アピアランスケア管理者の配置
- ⑤ 委員会の開催
- ⑥ 医療従事者向けの院内教育の実施

各項目のポイント

① 医療従事者による評価

がん患者と接するすべての医療従事者が、患者の心理状態、治療内容、医学的状態等を踏まえて、患者に必要な相談支援・情報提供の内容を評価する。評価が困難な場合はアピアランスケア担当者につなぎ、アピアランスケア担当者が評価を行う。

② 多職種による情報提供・指導の実施

①の評価を踏まえて、アピアランスケア担当者以外の医療従事者による一般的な対応では困難な患者に対して、多職種で連携し、アピアランスケアに係る相談支援・情報提供を実施する。必要に応じて専門的な治療に繋ぐ他、医療以外の民間サービスについての情報提供も行う。

③ アピアランスケア担当者の配置

アピアランスケアの基礎的な事項に係る、国立がん研究センターが実施する研修を受講した担当者を配置する。

④ アピアランスケア管理者の配置

アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制を院内に構築できるよう、国立がん研究センターまたは都道府県がん診療連携拠点病院主催の研修を受講した管理者を配置する。

⑤ 委員会の開催

院内でアピアランスケアに係る相談支援・情報提供について検討する委員会を開催する。

⑥ 医療従事者向けの院内教育の実施

がん患者に関わる医療従事者が、アピアランスケアの基礎的な事項、及び院内におけるアピアランスケアに係る相談支援・情報提供の対応の流れを理解するよう、管理者・担当者が教育を実施する。

(がん診療連携拠点病院機能強化事業内)

令和8年度予算案 27百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額18百万円

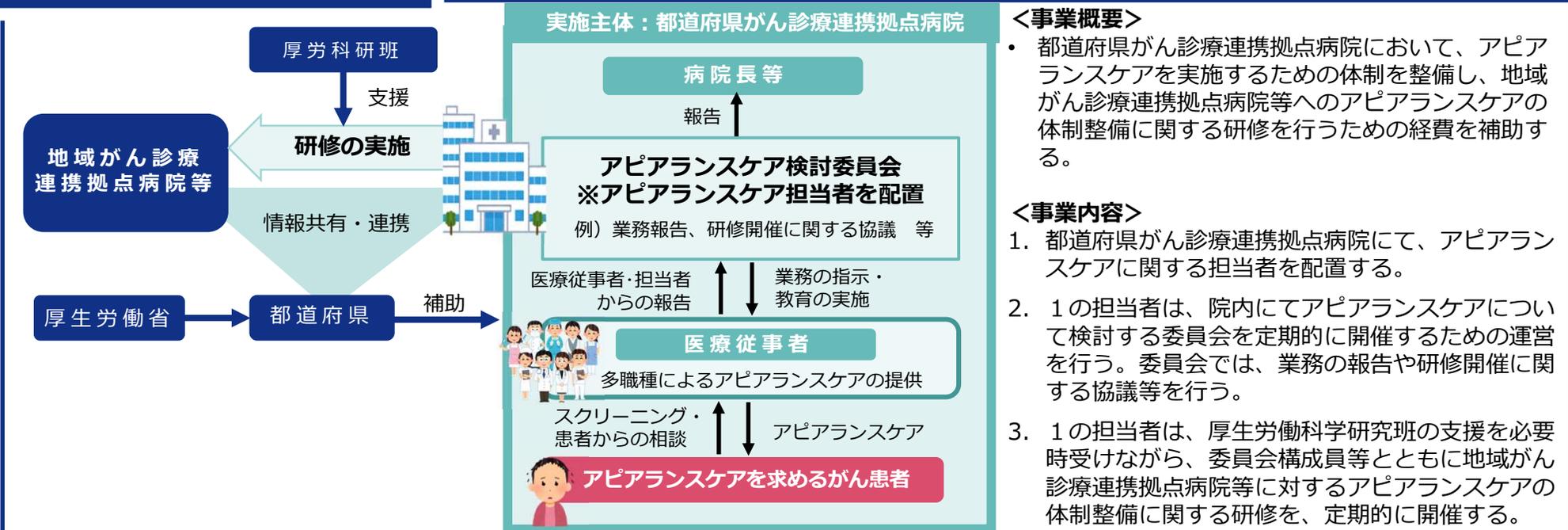
1 事業の目的

- がんやその治療に伴う外見変化(脱毛、爪、皮膚障害等)は、がん患者に苦痛を与え、社会生活に大きく影響することが指摘されていることから、医療従事者によるアピランスケア(※)が求められている。
- 令和5~7年度に実施したアピランス支援モデル事業では、がん診療連携拠点病院等における望ましいアピランスケア体制について検証した。その中で、アピランスケアの体制整備には、多職種による支援、担当者の配置、アピランスケアについて検討する委員会等の開催、アピランスケアについての知識の周知等が必要であることが明らかとなった。
- 本事業では、都道府県がん診療連携拠点病院において、がん患者に対し適切なアピランスケアを提供する体制整備を支援することで、治療に伴う外見の変化に対する困難さを解消し、がん患者が尊厳をもって自分らしく生きることを目的とする。

※アピランスケアとは、がんやその治療に伴う外見変化に起因する身体・心理・社会的な困難に直面している患者に対し、診断時からの包括的なアセスメントに基づき、多職種で支援する医療者のアプローチである。(国立がん研究センター中央病院HPより：一部改変)

【事業創設年度：令和8年度、補助先：都道府県、独立行政法人等、
補助率：1/2(都道府県)、定額(10/10相当。独立行政法人等)】

2 事業の概要・スキーム



<事業概要>

- 都道府県がん診療連携拠点病院において、アピランスケアを実施するための体制を整備し、地域がん診療連携拠点病院等へのアピランスケアの体制整備に関する研修を行うための経費を補助する。

<事業内容>

- 都道府県がん診療連携拠点病院にて、アピランスケアに関する担当者を配置する。
- 1の担当者は、院内にてアピランスケアについて検討する委員会を定期的開催するための運営を行う。委員会では、業務の報告や研修開催に関する協議等を行う。
- 1の担当者は、厚生労働科学研究班の支援を必要時受けながら、委員会構成員等とともに地域がん診療連携拠点病院等に対するアピランスケアの体制整備に関する研修を、定期的開催する。